

気象警報（暴風・大雨・洪水・特別等）発令時の対応

関市立桜ヶ丘中学校

1 登校前に「暴風・大雨・洪水警報または特別警報」が発令されている場合

- (1) 警報が解除されるまで登校せず、自宅で待機してください。
- (2) 始業時刻2時間前（午前6時10分）までに警報が解除された場合は、平常どおり授業を開始します。
- (3) 始業時刻2時間前（午前6時10分）から午前8時までに警報が解除され場合は、解除後2時間後から授業を開始します。（給食はあります。）
- (4) 午前8時から午前11時までに解除された場合は、午後から授業を開始します。（給食はありません。）
- (5) 午前11時を過ぎて警報が解除された場合は、休業日となります。
※ ただし、(2)(3)(4)の場合において、道路や橋の損壊等で登校が危険な場合、交通機関の停止、自家の被害等で登校が困難な場合は、各家庭の判断で自宅待機していただいて構いません。その場合は、学校へ連絡をお願いします。

2 登校後に「暴風・大雨・洪水・大雪の警報または特別警報」が発令された場合

- (1) 警報が発令されている間
 - ・原則、学校待機とします。ただし、様々な状況（雨雲や台風の位置、規模、進路、速度など）から、校長の判断によって下校の措置をとることもあります。
- (2) 下校時刻前に警報が解除された時
 - ・生徒が安全に帰宅できることを確認した上で、教師の見回りのもと下校します。
 - ・生徒が安全に帰宅できることが確認できない場合は、下校時刻まで学校待機とします。
- (3) 下校時刻になっても警報が解除されない時
 - ・引き続き学校待機とし、気象状況や校区の状況、また時刻等に応じて、下校または保護者へ生徒を引き渡します。
- (4) 保護者への連絡方法
 - ・第1手段：「すぐ〜る」による配信（※事前登録をお願いします）
 - ・第2手段：各家庭との事前確認による連絡方法（※「生徒調査票」の「緊急時の連絡先」に確実な連絡先の記入をお願いします）
 - ・第3手段：関市あんしんメール配信
 - ・第4手段：関市広報無線

※電話回線の不通も想定されるため、学校HPを活用する場合があります。
- (5) 各警報・注意報の発令・解除情報の確認に留意ください。

3 その他

- (1) 「大雪警報」については、市教育委員会と相談のうえ、状況に応じて対応します。
- (2) 「警報発令」に関わらず、生徒の安全確保に支障があると考えられる場合は、緊急の対応をとることがあります。
- (3) 通学路に危険箇所が生じている場合には、発見後、直ちに学校へ連絡してください。
- (4) 気象警報の発令や非常変災に伴う被害等が予想される場合には、生徒が授業途中で下校することを想定して、家庭における受け入れ態勢（施設等に関すること、午前中で下校する場合の家庭での食事の準備など）を整えておいてください。
※国や県・市等の防災対策の動きにより、学校の対応に変更があった場合には、その都度連絡します。